入札説明書　添付７

国道 49 号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業

事業者選定基準

令和７年 10 月

国土交通省東北地方整備局

内容

第１ 事業者選定基準の位置づけ 1
第２ 事業者選定の方法 1
１． 選定方法の概要 1
２． 事業者選定の体制 1
第３ 審査の手順 2
第４ 第一次審査 3
第５ 第二次審査 3
１． 第二次審査の手順及び方法 3
（１） 事業提案審査 3
（２） 開札 3
（３） 総合評価 4
２． 事業提案の位置づけ 4
（１） 内容点項目における評価内容 4
３． 事業提案の審査方法 5
（１） 共通事項 5
（２） 要求水準審査 5
（３） 事業提案審査 5
第６ 評価項目 6
１． 内容点項目 6
２． 内容点の算定方法 6
３． 実施方針及び実施体制 7
４． 資金調達及び収支計画 9
５． 施設整備計画 10
６． 維持管理計画 11
７． 調整業務 12
８． 賃上げの実施 13

第１ 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準（以下「本書」という。）は、東北地方整備局が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

第２ 事業者選定の方法

１．選定方法の概要

本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）には、ＰＦＩや施設の調査・設計から建設、維持管理までの専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、提案内容及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出した事業者（以下「応募者」という）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

第一次審査における審査結果は、第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

２．事業者選定の体制

東北地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「国道 49 号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。有識者等委員会は、各応募者からの提案に対する評価案を東北地方整備局に報告し、東北地方整備局はこれを受けて、事業者選定を実施する。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

有識者等委員会　委員

石川　雅美	東北学院大学　工学部環境建設工学科　教授
小出　英夫	東北工業大学　工学部都市工学課程　教授
佐々木　雅康	佐々木法律事務所　弁護士
菅　希代美	菅公認会計士事務所　公認会計士・税理士
田邉　信之	一般社団法人不動産証券化協会　フェロー 宮城大学　名誉教授

（五十音順、敬称略）

第３ 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

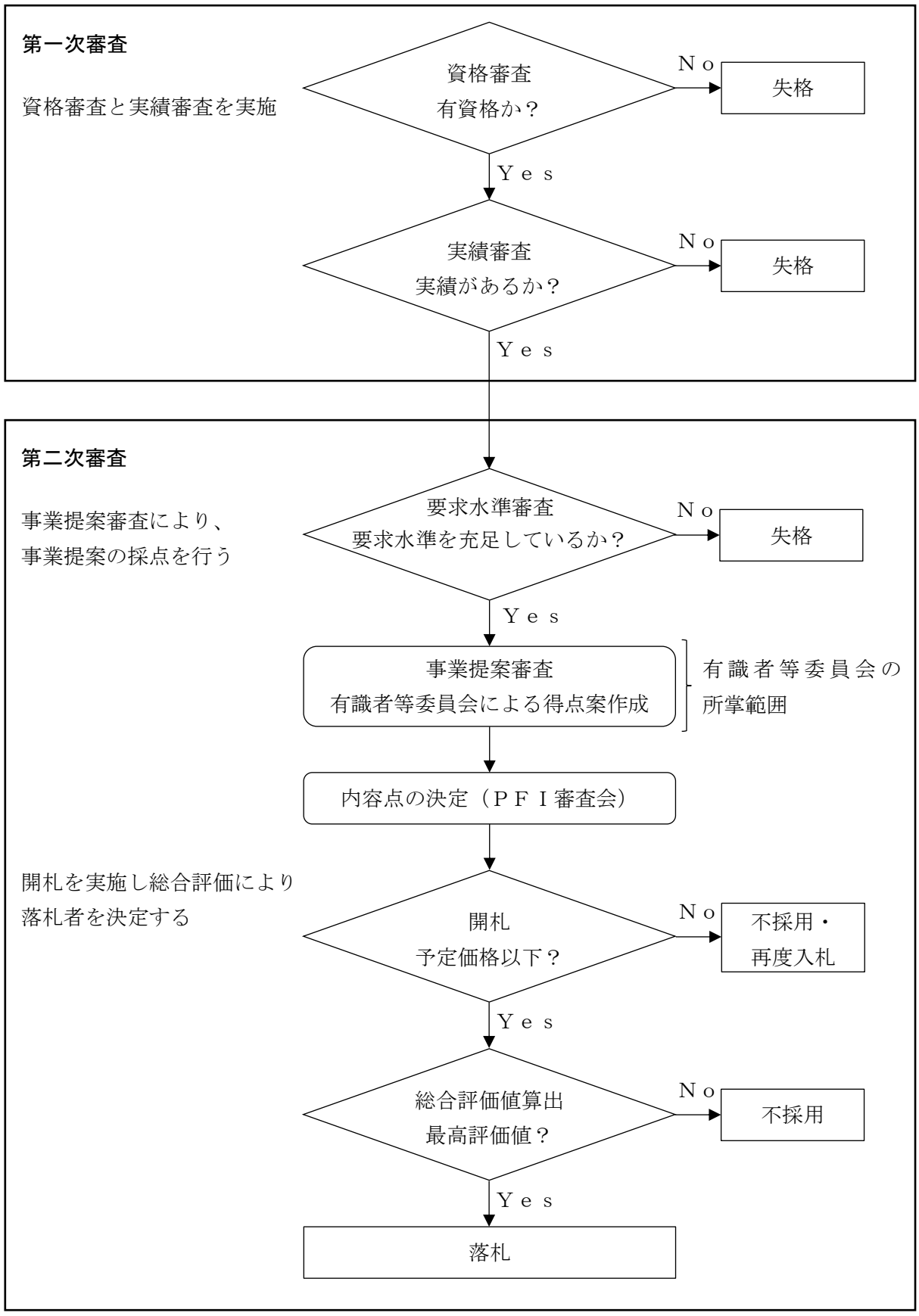

第４ 第一次審査

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査では、応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第５ 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、応募者の提案内容等を審査するものである。

１． 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

（１） 事業提案審査

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

① 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は失格とし、それ以外の事業提案は合格とする。

なお、要求水準とは「国道 49 号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業要求水準書」（入札説明書 添付２）及び「事業者が付す保険等」（入札説明書 添付４）に定める要求水準をいう。

また、応募者の事業提案（「様式集及び記載要領」（入札説明書 添付３）の様式 30 において、提案内容に適合した履行がされないおそれがあると判断した場合、その実現可能性を確認する。

② 事業提案審査

事業提案のうち東北地方整備局が特に重視する項目（内容点項目）について、その提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。また、賃上げの実施に関する項目（内容点項目）として内容点を付与する。内容点は全体で 737 点満点とし、各内容点項目の詳細は第６ 評価項目で示す。

ア 有識者等委員会における得点案作成

有識者等委員会において、第６ 評価項目に示す内容点項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、得点案を作成し、東北地方整備局に提出する。なお、有識者等委員会は、応募者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する。

イ 東北地方整備局による審査結果の決定

東北地方整備局は、有識者等委員会による得点案をもとに、内容点を決定する。

（２） 開札

① 入札価格の確認

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての応募者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

② 入札価格の点数化方法

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- 入札価格が最低である者を第１位とし、価格点の満点である 300 点を付与する。
- その他の応募者の価格点は、第１位の入札価格（最低入札価格）と当該応募者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第５位切り捨て、小数点第４位止めとする。

$$\text{入札価格の価格点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札価格}} \times 300\text{ 点}$$

（３） 総合評価

① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、（１）の事業提案審査による提案の得点（内容点）及び（２）の入札価格の価格点をもとに総合評価点を算定し、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

$$\text{総合評価点（1,000 点満点）} = \text{内容点（700 点満点）} + \text{価格点（300 点満点）}$$

② 評価内容の公表

東北地方整備局は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に内容点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

２．事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約書にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答も同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、以下の範囲について契約上の拘束力を有する。

（１） 内容点項目における評価内容

内容点項目は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が内容点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため内容点項目における評価内容は、東北地方整備局及び落札者が協議により実施方法を明確化し、契約締結時の要求水準とする。

３．事業提案の審査方法

（１）　共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。図・表あるいはイメージ図等（以下、「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

（２）　要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないか否かを、要求水準書をもとに審査する。なお、提案書類及び図面（様式）、提案において求める記載事項は、様式集（入札説明書 添付３）に示す。

事業提案は、東北地方整備局が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。東北地方整備局は、事業提案について、内容が妥当であり、当該提案に従って事業を実施すれば要求水準を充足させることが可能であると判断できる場合に、これを充足するものと判断する。

（３）　事業提案審査

①　審査の概要

事業提案審査では、東北地方整備局が重視する評価項目について、より優れた内容であるかどうかの審査を行う。評価基準は内容点項目ごとに設定しており、また内容点項目ごとに配点を行っている。

各内容点項目の評価基準及び配点は第６　評価項目に記載する。

②　評価（採点）方法

内容点項目の評価の視点ごとに、各評価基準に基づき、以下の方法で「段階評価」を行う。

ア　評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を満たしていれば０点、要求水準を超え、より優れた提案がなされている場合に内容点の付与を行う。

イ　評価ランクについては、Ａ、Ｂ、Ｃの３段階評価とする。

３段階評価の評価ランク、評価内容及び得点割合

評価ランク	評価内容	得点割合
A	特に優れている	配点×100%
B	優れている	配点×50%
C	要求水準は満たしているが、優れているとは認められない	配点×0%

※「優れている」とは、「的確性」「具体性」「実現性」等を着目点として評価する。

第６ 評価項目

１． 内容点項目

内容点項目は以下のとおりである。

各内容点項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

事業実施体制及び技術力に関する評価

内容点項目	配点
１　実施方針及び実施体制	60
２　資金調達及び収支計画	60
３　施設整備計画	390
４　維持管理計画	40
５　調整マネジメント	150
計	700

賃上げの実施に関する評価

内容点項目	配点
６　賃上げの実施	37
計	37

２． 内容点の算定方法

内容点は、次の計算式により算定する。なお、内容点は小数点第５位切り捨て、小数点第４位止めとする。

$$\text{内容点} = \frac{\text{当該応募者の獲得点}}{737\text{ 点}} \times 700\text{ 点}$$

３．実施方針及び実施体制

評価分類	評価の視点	評価基準	配点		
事業実施方針・体制	事業を実施する上での目標及び重視する点	・本事業の実施を通じた社会的貢献の観点から、事業を取り巻く社会・経済的要請に適切に応えうる提案となっているか。 ・実施体制と契約スキームが整合しており、事業履行の確実性が高い提案となっているか。 ・多様な事態を想定した体制が検討されているか。 ・事業期間全体を通して効率的な事業実施のノウハウを継承する取組として、東北地方整備局との円滑で的確な意思疎通が図られるような体制が検討されているか。 ・地域との円滑な調整や迅速な対応の観点から、地域の精通性など効果的な体制が検討されているか。 ・災害時において速やかな復旧活動を支援するため、道路管理者等との役割分担や情報連絡体制等に関する提案がされているか。	19	19	60
リスク管理・対応	各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担	・事業者及び各構成員・協力企業間のリスク分担に対する考え方が明快であり、考え方に対応した分担内容となっているか。 ・「事業者等が付す保険等」（入札説明書 添付４）に示す内容以上の必要かつ適切な保険が付されており、各種リスクへの対応が明確で、本事業の安定性向上や東北地方整備局の負担軽減などの効果が見込まれるか。 ・東北地方整備局が負担する増加費用を抑制する方策が提案されているか。	19	19	
地域経済への配慮・貢献	地域企業の参画・活用	・代表企業、構成員、協力企業のいずれかに、地域（福島県内に本店が所在する）企業の参画・活用について提案されているか。	19	19	
ＷＬＢ(ワーク・ライフ・バランス)推進企業	認定事業	・次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※１ ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和７年４月１日以降の基準）・くるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）・トライくるみん（令和７年４月１日以降の基準）・くるみん（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）・トライく	3	3	

評価分類	評価の視点	評価基準	配点		
		るみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準)・くるみん（平成29年３月31日までの基準）認定企業）※２ ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業）※３ ※本項目は３段階評価とせず、評価基準を満たす場合は満点、満たさない場合は０点とする。 ※応募企業又は応募グループの全ての構成員が認定を受けている場合に限り満点とする。			

※１ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第９条若しくは第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※２ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の２の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※３ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

４．資金調達及び収支計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点		
資金調達計画	資金調達・償還計画・収支計画	・本事業の内容を十分に考慮し、事業の安定性確保のための十分な資金が設定されているか。 ・提案された出資額が確実に調達できるか。 ・事業の内容や支払等の条件に対応した、より明確な資金調達条件・債務償還の条件が示されているか。	20	40	60
	事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応	・施設整備期間中の金利支払い及び金利変動リスクに対して対策が講じられているか。 ・不測の事態に対応するために実効性の高い資金手当が見込まれているか。 ・事業の安定的継続性が見込まれる資金調達方策が講じられているか。	20		
財務・資金管理	事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策	・財務面での自己監視を徹底する体制・手法が提案されており、事業の継続に向けて経理上の独立性を確保したより適切で効果的なモニタリング手法となっているか。 ・東北地方整備局等の財務モニタリングが簡便かつ効果的に実施できるような協力方法の提案があるか。	20	20	

５．施設整備計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点		
調査・設計及び施工計画	施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の具体的な提案	＜調査段階＞ ・現況埋設物を精密に把握する方法、効率的な支障物移設設計等の施工段階の手戻りを最小化するための具体的な対応が提案されているか。 ・現況架空線の詳細な把握方法及び不明線が確認された場合の具体的な対応が提案されているか。 ＜設計段階＞ ・ＢＩＭ／ＣＩＭの活用や地中探査等の新技術導入により、不測の事態にも効率的に対応し施工段階の施工の手戻りを最小化するための効果的な予防策が提案されているか。	70	270	390
	各種工事等の工程を最適化する具体的な提案	・調査設計から施工までの全体工程において、工事の遅れにつながる問題点と工期を短縮する方策が提案されているか。 ・各種工事の工期短縮案が実現性の高いものとなっているか。	70		
	工事における品質確保及び安全性確保並びに周辺交通への影響抑制についての方策	・施工時の適切な安全対策の提案がなされているか。 ・品質確保と施工体制に関する提案が優れたものとなっているとともに、これらを確認できる実績及び根拠等の資料が示されているか。 ・車道及び歩道の交通規制において、安全で効率的な配慮がなされているか。	70		
	その他の有益な工夫	・コスト縮減のための設計及び新工法、新材料等が提案されているか。	60		
地域や環境への配慮	施工にあたっての生活環境への配慮	・近隣建物関係者、周辺居住者、道路利用者、周辺都市基盤等の周辺環境への計画及び施工上の配慮がされているか。 ・支障物件等の移設について、周辺居住者の生活環境等に配慮がされているか。 ・支障物件等の移設等において、建設副産物の発生抑制や再資源化などに配慮がされているか。 ・エコマテリアルの採用について、配慮がされているか。	60	60	
周辺地域との調和、まちづくりへの貢献	良好な道路空間の形成	・良好な歩行者空間を形成するため、道路利用者の利便性や快適性に配慮した提案がされているか。 ・良好な街並みを形成するため、周辺地域の景観等に配慮した提案がされているか。	30	60	
	占用業者への配慮	・配管の形状や地上機器の設置位置など占用業者に対して、メンテナンス作業等が容易にできる計画となっているか。	30		

６．維持管理計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点		
点検業務・補修業務	維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修についての方策	・電線共同溝本体の経年劣化を最小化、施設性能を維持するために具体的な点検の実施方法が提案されているか。 ・非常時、災害時における事前及び事後対応について、実現性の高い提案がされているか。	40	40	40

７．調整マネジメント

評価分類	評価の視点	評価基準	配点		
全体計画	関係者との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策	・調査設計段階から施工段階、維持管理段階までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行い、早期の関係機関調整や地元合意形成を図るための効果的な方策が提案されているか。 ・継続的な情報共有と監理体制の保持により、切れ目なく円滑な事業を推進する提案がされているか。	70	70	150
設計段階	適切な関係者間との協議・調整方法	・事業説明、地元・関係機関等に対して適切に事業内容を周知するための事業説明会、支障物件等の調査と移転協議や占用業者等との電線共同溝及び引込・連系管路、連系設備の協議等の円滑化に関して、効果的な提案がされているか。	40	40	
工事段階・維持管理段階	工事期間における規制箇所等調整及び維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等についての協議・調整	＜工事段階＞ ・地元住民に対して工事への理解を促進するために効果的な説明会の実施方法が提案されているか。 ・道路管理者及び所轄警察署等との関係機関調整が効率的かつ効果的に図られる提案がされているか。 ・隣接家屋・店舗等との出入口に関して、相手方との調整を適切かつ円滑に進めるための提案がされているか。 ＜維持管理段階＞ ・占用業者等との抜柱・入線を早期に完了させるための工夫が提案されているか。	40	40	

８．賃上げの実施

評価分類	評価の視点	評価基準	配点（全体の割合）		
賃上げの実施	賃上げ実施の表明	応募企業又は応募グループの全ての構成員が以下の場合に該当すれば満点とする。なお、表明書を提出しない場合又は表明書を提出しても以下の場合に該当しない場合は、０点とする。 【大企業】 ・令和７年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和８年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。 【中小企業等】 ・令和７年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和８年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。 ※「中小企業等」とは、法人税法第 66 条第２項又は第３項に該当する者のことをいう。ただし、同条第５項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。	37	37	37